

## <調査研究事業：親なき後の暮らし支援策のあり方に関する調査研究（令和3年度）>

### ○親なき後の暮らしの支援策のあり方

- ・医療的ケア児に対する地域の支援

取組団体：栃木県宇都宮市

取組内容：病院、医師、支援事業者等と協力し、地域で医療的ケア児（医ケア児）を支える

### 1. 宇都宮市の概要

人口：515,058人（令和4年9月1日現在）

職員数（行政職）：2,599人（令和4年4月1日現在）

総面積：416.85 km<sup>2</sup>

図表1 宇都宮市の位置図



出所：宇都宮市ホームページ

### 2. 取組の背景・目的

平成30（2018）年3月に、「第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」が策定され、この計画のリーディングプロジェクトの一つとして、「医ケア児等の重症児も安心して利用できるサービスの充実」が計上された。また、同年度には、既存の「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」が、医ケア児協議の場として位置づけられ、市における「医療的ケア児支援の充実に向けた取組の方向性」について、府内で整理し合意が図られた。取組の方向性とは、①相談支援の充実（相談窓口などわかりやすい案内の徹底、人材育成）、②療育支援の充実（在宅児の発達促進、通園療育の充実）、③保護者の就労支援の充実（保育園における受入れ体制の充実、放課後児童クラブ「子どもの家」における受入導入）、④家族支援の充実（医ケア児の家族支援の充実、日

常生活用具給付の拡充)、⑤関係機関の連携強化(医療的ケア児庁内連絡会議の開催)の5点である。

このような背景から、動ける医ケア児に対応するために、喫緊に医ケア児支援の整備が取り組まれることとなった。

### 3. 取組の内容

宇都宮市における主な取組として、「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」の設置、「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック」の作成、「子ども発達センター」について取り上げる。

「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」は、平成20(2008)年に設立され、以下で紹介する「子ども発達センター」と、教育に関して様々な支援を行っている、市の「教育センター」が事務局を務めている。また、保健、医療、福祉、教育等に関わる、26の関係機関、関係課、当事者団体が構成機関となっている。同会議の設置背景として、発達の遅れや障がいのある子どもの増加、発達障がいの認知や理解が不十分であること、発達障がい児のライフステージの変化の際に引き継ぎがうまくいかず支援が途切れがちになることが挙げられる。そこで、関係機関の連携強化やライフステージに応じた一貫した支援の強化を目的に、同会議が設置された。そして、上記のように、同会議は、医ケア児のための協議の場ともなった。

このネットワーク会議における主な取組として、サポートファイルの作成が挙げられる。サポートファイルとは、障がいのある子に関する情報を保護者が記入し、各関係機関と共有することで、子どもについて理解してもらうためのものである。サポートファイルを活用することで、関係機関それぞれに子どもの特性について一から説明する手間を省くことが可能となる。

「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック」について、子どもに関してどこに相談すれば良いのか分からぬ、といった保護者の声に応え、医ケア児の退院後のスマートな在宅支援のための情報をまとめたものである。退院に向けた準備から退院後の生活まで、相談先の情報だけではなく、保護者ができること等についても説明されている。

「子ども発達センター」は、保育園、子育てサロンを併設し、「ここ・ほっと」を施設全体の愛称とする支援施設である。支援の一例として、小集団による活動、専門職スタッフによる療育、保護者支援、プール活動が挙げられる。また、子どもの状況に合わせて、通園療育・外来療育だけではなく、訪問療育も実施されている。子どもに合った支援を提供することで、成長発達に良い影響を与え、その子の楽しみにもなる、という考え方のもとで支援が行われている。

図表2 子ども発達センターにおける主な支援



出所：「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック」p. 13

#### 4. 成果・課題

宇都宮市における各種取組の成果として、医療的ケアにおいて、福祉装具関連や医療費は、ある程度具体的な支援が実現した点が挙げられる。また、「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック」に関しては、他の自治体から参考にしたいとの問い合わせが多く、反響を呼んでいる。

他方、「宇都宮市発達支援ネットワーク会議」について、本来医療的ケアに特化した会議ではなく、会議メンバーには医ケア児とは直接関わらない者も多い点が問題となっている。したがって、今後は医ケア児に関するより具体的な取組が必要であることが課題である。

その他、国の医ケア児支援法に、家族の離職防止等が明記され、自治体の努力義務から責務となった。家族に対する支援をどのように実施していくべきか検討することも、今後の課題である。

#### 【参考】

宇都宮市 HP 「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック」：

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/shogai/hattatsu/1022544.html>

宇都宮市 HP 「子ども発達センター」：

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/shogai/hattatsu/index.html>